

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月28日
【会社名】	株式会社鶴見製作所
【英訳名】	TSURUMI MANUFACTURING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 辻 本 治
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号
【縦覧に供する場所】	株式会社鶴見製作所東京本社 (東京都台東区台東1丁目33番8号) 株式会社鶴見製作所中部支店 (名古屋市中川区万町2415番地) (2023年4月24日より縦覧に供する場所を名古屋市中村区牛田通2丁目19番地から上記に移転しております。) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長辻本治は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2023年3月31日を基準日として実施し、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社7社及び持分法適用関連会社1社については、財務報告に対する影響の重要性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、決算・財務報告に係る業務プロセスについては、全社的な内部統制に準じて、財務報告に対する影響の重要性が僅少である8社を除いた事業拠点について全社的な観点で評価いたしました。その他の業務プロセスについては、連結ベースでの売上高の概ね2／3を基準に重要な事業拠点の選定を行い、金額的及び質的影響の重要性の観点から、評価範囲を決定いたしました。この決定に基づいて、会社の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスと、財務報告全体に対する影響を勘案して、それ以外の見積りや予測をとまう業務プロセス及び重要性の大きい業務プロセスを加えて評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。